

北栄町タクシー利用料助成券のご案内

交通の不便な地域にお住まいの方を対象に、地域交通利用者の負担軽減と公共交通機関の利用促進を目的として、日常生活に必要な交通手段について、タクシー利用料を利用券の交付により助成します。

【平成27年度からの変更点】

★利用対象者に、町内にお住まいで日常生活での移動手段にお困りの「65歳以上のみで構成される世帯」を追加しました。

★拠点に「B&G海洋センター」、「ほくほくプラザ」を追加しました。



利用できる方

① 対象地域にお住まいで、次の(1)～(3)のいずれかに該当する65歳以上の方及び障がいなど特別な事情により移動手段に困っている方（学生も含みます）

- (1) 自動車運転免許証がない方
- (2) 自動車を所有していない方
- (3) 自動車を運転できない理由がある方

② 町内にお住いで運転免許証を自主返納された方
※申請時に運転経歴証明書を提示してください。

③ 町内にお住まいの65歳以上のみで構成される世帯の方で、上記①のいずれかに該当する方

対象地域

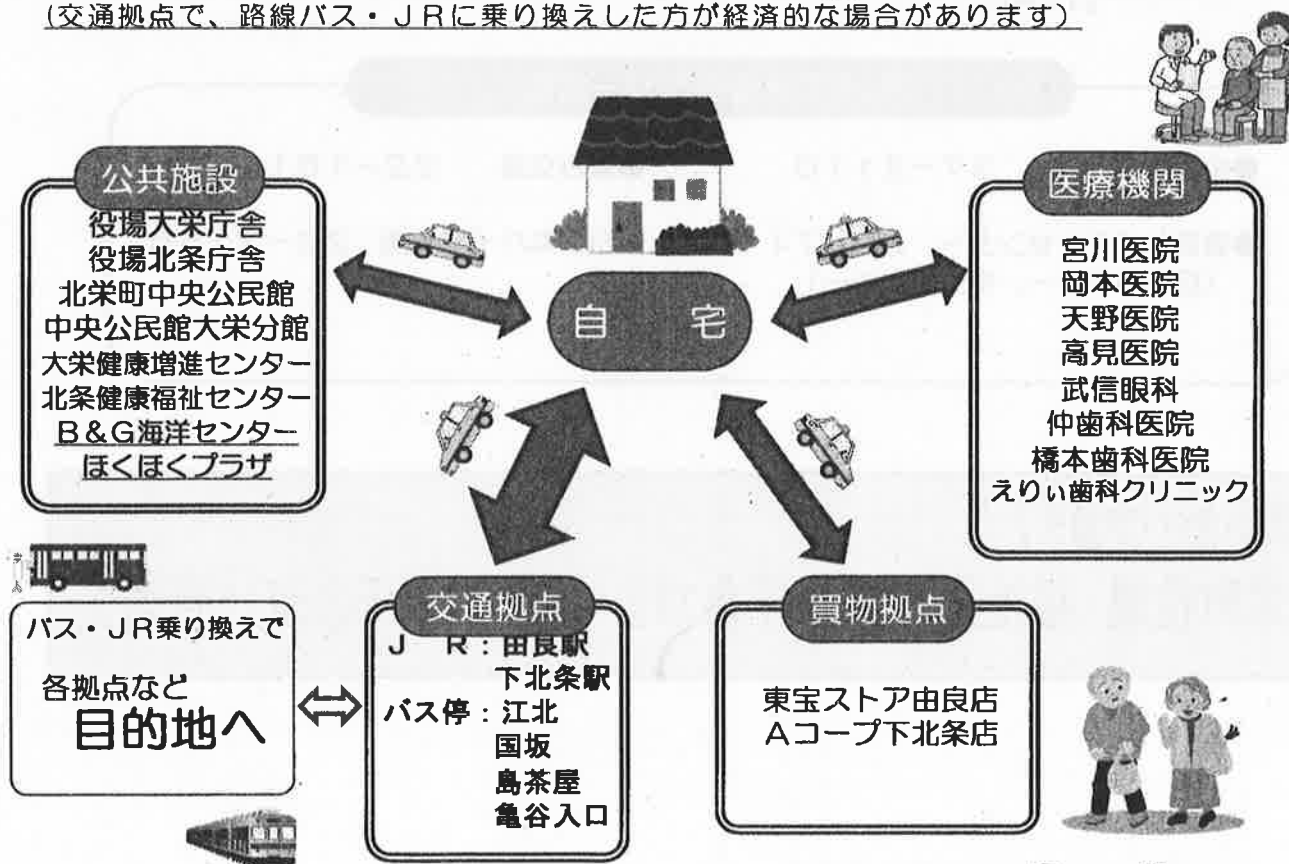
江北浜、東新田場、西新田場、国坂浜、大野、田井（田井浜地区）、米里、北条島、弓原浜、曲、向山団地、小河原団地、さつきヶ丘団地、六尾（干目地区）、原、大島、西穂波、穂波、東亀谷、下種、上種、茶や条、西高尾、東高尾、岩坪、高千穂、比山、青木

利用できる範囲

自宅と拠点までの区間です。
（片道を1回とします）

拠点とは

次にあげる、北栄町内の交通拠点（駅・バス停）、公共施設、医療機関、買物拠点です。
（交通拠点で、路線バス・JRに乗り換えした方が経済的な場合があります）



【申請・利用方法は裏面をご覧ください。】

利用券について

- 1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- 月8枚で半期分(48枚を限度)をまとめて交付します。
- 利用券は本人のみ利用できます。(家族や他人へ譲渡できません)
- 1枚につき利用者の負担は最低300円です。それ以上の部分について、町が800円を上限に助成します。



例① 運賃が640円の場合

利用者	300円(最低負担額)
町助成	340円

例② 運賃が1,500円の場合

利用者	700円
町助成	800円(上限)

申請から利用まで

申請場所 北栄町役場 福祉課 (大栄庁舎1階)

受付期間 平成28年4月1日(金)から随時受け付けます。

手続き 福祉課に備え付けの申請書に必要事項をご記入ください。
対象者に利用券を交付します。

ご利用 利用できるタクシー会社をご利用下さい。
料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。

申請は代理の方でも可能です。
役場へ出かけることが困難な方はお気軽にご相談下さい。

利用できるタクシー会社

●由良タクシー 37-2110

●倉吉交通 22-1511

●倉吉ハイヤーセンター 22-7111
(日交タクシー、中央タクシー)

●日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155

【お問い合わせ・申請先】

北栄町役場 福祉課 (大栄庁舎1F) ☎ 37-5850(直通)